

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会計課長 内田 雅章

1 工事概要

- (1) 工事名 上本郷宿舍洗面台ほか取替
- (2) 工事場所 陸上自衛隊松戸駐屯地上本郷宿舍 千葉県松戸市上本郷3-4091
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
機械設備工事 一式
細部は仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日から令和7年3月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がB～D等級、又は「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合

幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は施工成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 関東補給処松戸支処が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、平成30年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (12) 関東・甲信越地域に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) 情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒270-2288千葉県松戸市五香六実17

陸上自衛隊松戸駐屯地

T E L : 047-387-2171 (代表) F A X : 047-384-2844 (直通)

メール : fin-matsudo-eade@inet.gsdf.mod.go.jp

関東補給処松戸支処会計課 担当 : 向井 (内線331) 入札公告に関する事項

需品学校総務部管理課 担当 : 熊谷 (内線251) 仕様書に関する事項

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年11月13日(水)から令和6年11月27日(水)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、8時30分から17時00分まで(12時から13時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書、証明資料及び別紙第1又は第2の誓約書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年11月27日(水) 17時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出

(4) 入札書の提出期限等(郵送等の場合)

ア 提出期限 令和6年12月10日(火) 12時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月11日(水) 10時00分

イ 場所 松戸支処会計課入札室

(6) 再度入札

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。ただし、郵便等による参加があった場合は下記に示す日時に行う。

ア 開札日時 : 令和6年12月13日(金) 15時00分

イ 開札場所 : 松戸支処会計課入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金は免除する。

(3) 契約保証金は免除することとする。ただし、建設工事請負契約書第4条の2に規定するとおり、この契約の締結と同時にこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(契約不適合を保証した特約を付したものに限り。)を付さなければならない。保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

関東補給処松戸支処の「上本郷宿舍洗面台ほか取替」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和6年11月13日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊松戸駐屯地

関東補給処松戸支処 会計課長 内田 雅章

〒270-2288 千葉県松戸市五香六実17

3 工事概要

(1) 工事名

上本郷宿舍洗面台ほか取替

(2) 工事場所

陸上自衛隊松戸駐屯地上本郷宿舍 千葉県松戸市上本郷3-4091

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工 期

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) その他

本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がB～D等級、又は「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。

(5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率

が20%以上のものに限る。))。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。))（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。))の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。))が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。))の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。))の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。))を当該工事に配置できること。

ア 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。))。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。))の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。))及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。))の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 関東補給処松戸支処が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、平成30年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。))又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。))。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 関東・甲信越地域に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次に該当する者である。

(1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒270-2288千葉県松戸市五香六実17

陸上自衛隊松戸駐屯地

TEL：047-387-2171（代表） FAX：047-384-2844（直通）

メール：fin-matsudo-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

関東補給処松戸支処会計課 担当：向井（内線331）入札公告に関する事項

需品学校総務部管理課 担当：熊谷（内線251）仕様書に関する事項

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この

場合において、4 (1)、(3) 及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4 (2) 及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4 (2) 及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和6年11月13日（水）から同年11月27日（水）まで（行政機関の休日を除く）の毎日8時30分から17時00分まで

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(2) 申請書は、別紙第1により作成すること。作成要領は付紙を参照。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成20年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」及び「配置予定の技術者（別紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4 (5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、1件記載する。

記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4 (7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合

において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は、令和6年11月29日までに書面又はFAX、電子メールにより通知する。

(5) 平成30年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の提出は、随時受け付けるが審査が終了せず競争に参加できない場合がある。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

上記7(4)の通知の日から令和6年12月6日（金）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで（12時から13時までの間を除く。）

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和6年12月10日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和6年11月13日（水）から令和6年11月27日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで（12時から13時までのを除く。）。ただし、最終日は15時まで。郵便等による場合は令和6年11月27日（水）15時必着。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和6年12月4日（水）から令和6年12月10（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで（12時から13時までの間を除く。）、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期限

令和6年12月10日（火） 12時00分

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金は免除することとする。ただし、建設工事請負契約書第4条の2に規定するとおり、この契約の締結と同時にこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合を保証した特約を付したものに限る。）を付さなければならない。保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 工事費内訳明細書は、数量算出表を会計課HPに掲載するのでこれを基準に作成するものとする。
 - イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間
上記10(1)アに同じ。
 - イ 提出場所
上記10(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法
上記10(1)ウに準じる。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第7の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開 札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和6年12月11日（水）10時00分
 - イ 開札場所 松戸支処会計課入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話等により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。ただし、郵便等による参加があった場合は下記に示す日時に行う。
 - ア 開札日時：令和6年12月13日（金）15時00分

イ 開札場所：松戸支処会計課入札室

- (6) 入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行態勢についての確認のため、別紙第8から別紙第11までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 配置予定監理技術者の変更等

落札決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注

する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

- (1) 落札業者は落札決定後遅滞なく契約書を作成し提出するものとする。
- (2) 適用する契約条項等
 - ア 建設工事等に係る秘密の保全に関する特約条項
 - イ 建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項
 - ウ 価格に市場性のない機器製造等を含む工事の建設工事請負契約に係る資料の信頼性確保及び調査の実施に関する特約条項

19 支払条件

- (1) 保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- (2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

20 火災保険付保の要否 要

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間
令和6年12月6日（金）から令和6年12月17日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の8時30分から17時00分までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口 上記6に同じ。

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあ

る。

- (4) 落札者は7(3)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

上本郷宿舎洗面台ほか取替に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。FAX又は電子メールにより申請する場合はこの限りではありません。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項をいいます。
建築一式工事又は管工事
- (2) 記載する工事は、平成20年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。
- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、入札説明書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなかった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成15年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒270-2288千葉県松戸市五香六実17

陸上自衛隊松戸駐屯地

T E L : 047-387-2171 (代表) F A X : 047-384-2844 (直通)

メール : fin-matsudo-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

関東補給処松戸支処会計課 担当 : 向井 (内線331)

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会 計 課 長 内 田 雅 章 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 6 年 1 1 月 1 3 日付けで入札公告のありました上本郷宿舍洗面台ほか取替に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年 6 勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、入札説明書 4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7（3）アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7（3）ウに定める工程表を記載した書面
- 4 入札説明書 7（3）エに定める契約書の写し

以 上

注） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名_____

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、 監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会 社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番 号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注し
た工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等
の写しを添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項 目	単 位	数 量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■工程管理に対する技術的所見

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会計課長 内 田 雅 章 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会計課長 内 田 雅 章 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

工事費内訳明細書の確認項目

1 未提出であると認められる 場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けて いる場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがあ る場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅 に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合 理性がなく、極めて不自然な場合

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

注：不要な行は削除、記載内容が特にない項目は「特になし」と記入、内容を証明する資料は不要（自己申告）

取扱制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類するしりょうがない

注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則若しくはそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会計課長 内 田 雅 章 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）

役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監督等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社に更に親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可

取扱制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある。
	☐ 上記に類する資料がある。
	☐ 資料がない。

注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。

2 資料がある場合は、その写しを提出する。

3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処松戸支処

会計課長 内 田 雅 章 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名）

※別紙第 10 の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

仕様書番号	営 6－8 1
作成年月日	令和 6 年 1 1 月 7 日

上本郷宿舎洗面台ほか取替

件 名	上本郷宿舎洗面台ほか取替	縮 尺	－
種 別	表 紙	図面番号	1 / 3
陸上自衛隊需品学校総務部			

仕様書

- 1 件 名 上本郷宿舍洗面台ほか取替
- 2 場 所 千葉県松戸市上本郷3－4 0 9 1 陸上自衛隊松戸駐屯地上本郷宿舍
- 3 概 要
機械設備工事 一式

- 4 一般事項
- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊松戸駐屯地において実施する「上本郷宿舍洗面台ほか取替」について必要な事項を規定する。
- (2) 本作業は設計図書に記載してある事項のほか、公共建築改修工事標準仕様書〔最新版〕等関係法令等に基づき実施すること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議しその指示に従う。
- (4) 本作業に使用する材料は、仮設材・既設再使用品を除き全て新品を使用し、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。
- (5) 受注者は作業を行う場合の宿舍への立入り及び行動は監督官の指示を遵守して行う。
- (6) 許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをする。
- (7) 作業時間は、原則として平日の0 8 3 0 から1 7 0 0 までとする。
- (8) 業務作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。
- (9) 期間中は、自衛隊の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告すると共に、受注者の責任において保証する。
- (10) 本仕様書は、当作業関係者以外に貸出・複写・回覧させてはならないものとし、複製したものを含め作業完了後速やかに処分する。
- (11) 作業写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳（A 4 版）に整理し、竣工検査前に監督官に提出する。
- (12) 本作業により発生した金属類の発生材については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書と共に官側に引継ぐこと。その他の廃材等については、受注者の責任において産業廃棄物として適正に処分する。

- 5 特記事項
- (1) 共通事項
- ア 着工前に施工計画を提出し、監督官の承認を受けた後施工する。
- イ 本仕様書に記載されている数量等は参考数量とし、受注者は現地にて実際に採寸を実施した後、施工する。
- ウ 現場作業において本仕様書に特記なき事態が発生した場合、監督官と協議し決定する。
- エ 工事に使用する電力・水については請負者が準備する。
- オ 機器の設置は各メーカーの仕様に基づいて実施する。
- カ 本仕様書に記載無き事項については、官側と協議しその指示に従う。

- キ 受注者は下記の資料を提出する。
- (ア) 工事着工届
- (イ) 工程表
- (ウ) 現場代理人等指名通知
- (エ) 工事竣工届
- (オ) 工事写真
- (カ) 発生材調書
- (キ) その他、監督官が示す書類
- ク 本工事に関する施工保障は、竣工検査合格後1 年間とする。
- (2) 機械設備工事
- ア 使用する機材は下記を基準とする。※製品指定するものではない。

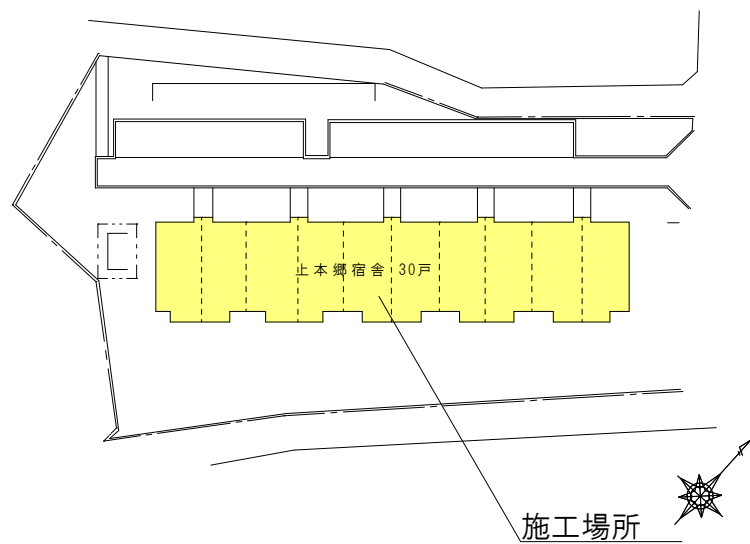
場所	項目	規格	取替数量
洗面所	洗面化粧台	リクシル FTV1N－5 0 3同等品 W5 0 0扉タイプ	30 台
	鏡	リクシル MFK－5 0 1 S同等品 一面鏡	30 台
	止水栓	リクシル LF－3 FK－MB同等品 壁給水用止水栓	30 本
	Pトラップ	リクシル LF－1 0 5 PA同等品	30 セット
台所	レンジフードファン	ノーリツ NFG6 2 1MWH W6 0 0ホワイト	30 セット
浴室・便所	ダクト用換気扇	三菱 VD－1 3 ZF1 4 天井埋め込み型換気扇2室換気用	30 式

- イ 設置する器材（「5（2）ア」）は既存設備（給水管、排水管及び電線等）に接続する。その際の取り扱い等については見栄えよく処置する。
- ウ 取替後は試運転等を行い異常の無いことを確認する。
- エ 取替対象部屋番号一覧表

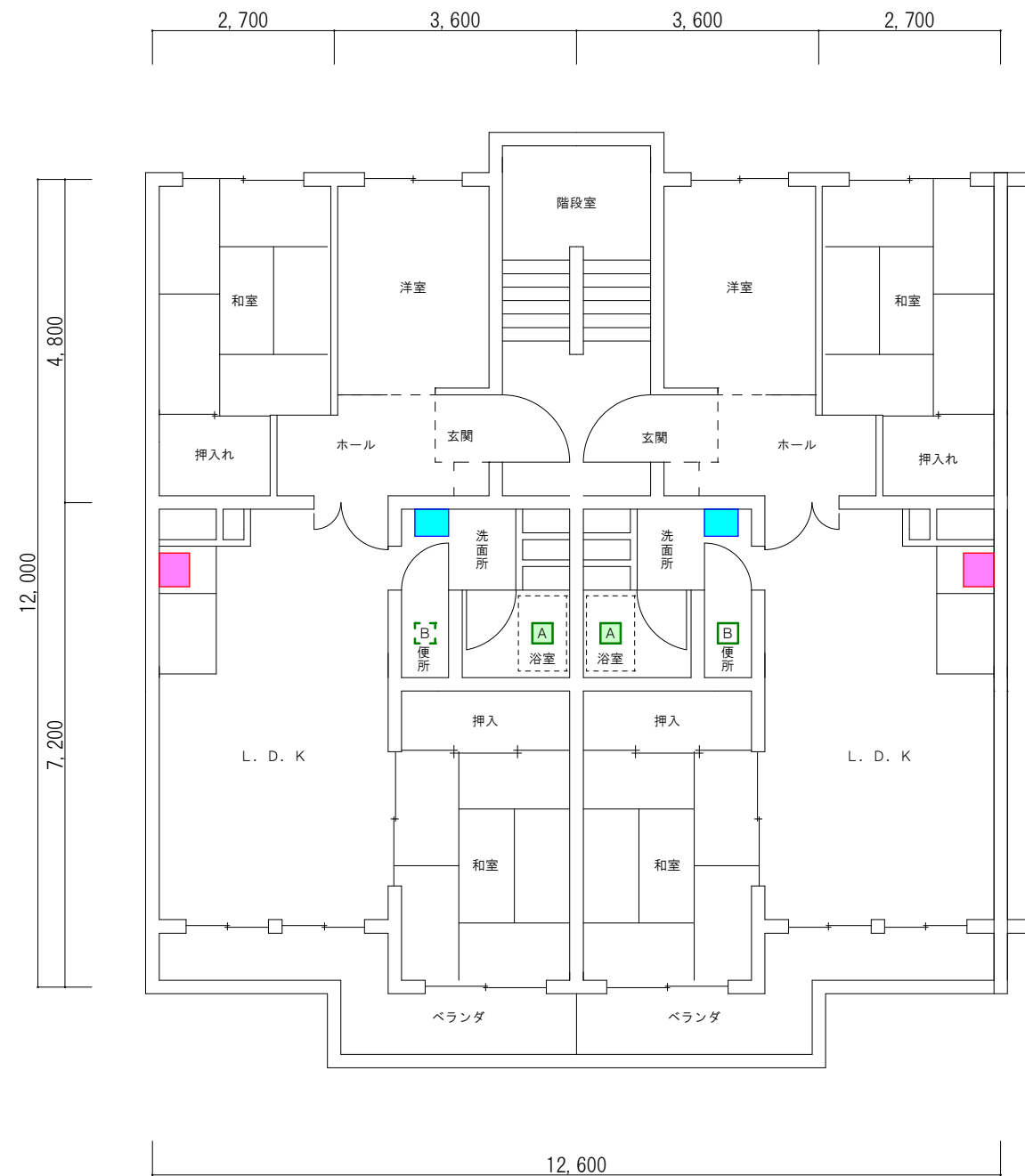
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110

- オ 各室の施工する日時については、官側をの調整により決定する。

件 名	上本郷宿舍洗面台ほか取替	縮 尺	図示
種 別	仕様書	図面番号	2 / 3
陸上自衛隊需品学校総務部			



上本郷宿舎配置図 S=1:N



上本郷宿舎平面図 S=1:N

凡 例	
■	:レンジフードファン取替
■	:洗面化粧台取替
■ ■	:ダクト用換気扇（2室換気用）取替
副吸い込みグリル	
換気扇本体	

件 名	上本郷宿舎洗面台ほか取替	縮 尺	
種 別	配置図、平面図	図面番号	3 / 3
陸上自衛隊需品学校総務部			

入札書

金額¥

品 名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額
上本郷宿舎洗面台ほか取替	仕様書のとおり	S T	1		
	以 下 余	白			
履 行 場 所	上本郷宿舎	工 期	契約締結日～令和7年3月31日		
入札（契約）保証金	免 除	入札（見積）書 有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。 また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 内田 雅章 殿

住 所
名 称
代表者名
担当者名
連 絡 先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市 価 調 査 票

住所・業者名・代表者名

作成日： 令和 年 月 日

							契約実計番号	4PTD1AS00400
							調達要求番号	4L201AG6133
NO	品 名	規 格	単位	数量	標準価格	見積単価	金 額	備 考
1	上本郷宿舍洗面台ほか取替	仕様書のとおり	ST	1				
2					ー 以下余白 ー			
3	※内訳についてご教授いただければ幸いです。貴社の書式でも結構ですので別添にてご協力をお願いします。（費用の内訳）							
4	提出期限：12/4（水）16時 （FAX番号047-384-2844又はメール mail：fin-matsudo-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp）							
5								
6								
7								
8								
9								
	合 計							

※ 辞退される場合は、下記□にチェック「レ」をお願いします。

□辞退 （理由： □取扱していない、□期限に（ 日程度）間に合わない、□その他（ ）